# 通知書(4)

2023 (令和5) 年5月2日

被通知人 世界平和統一家庭連合

代理人弁護士 福本 修也 殿(連絡担当)

同 弁護士 堀川 敦 殿

同 弁護士 鐘築 優 殿

全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団

上記弁護団 弁護団長 弁護士 村越 進

同 副団長 弁護士 内田 信也

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹

同 副団長 弁護士 塚田 裕二

同 副団長 弁護士 荻原 典子

同 副団長 弁護士 植田 勝博

同 副団長 弁護士 山田 延廣

同 副団長 弁護士 平田 広志

同 事務局長 弁護士 山口 広

外338名

東京都千代田区麹町4-7

麹町パークサイドビル3階

(連絡担当) 上記弁護団事務局次長 弁護士 阿部 克臣

電 話 03-6261-6653

FAX 03-3515-6682

#### 前略

世界平和統一家庭連合(以下「被通知人」といいます。)の代理人である貴職らからの令和5年4月20日付け回答書(3)及び同年4月12日付け回答書(第二次)に対し、以下のとおり通知致します。

### 1 被通知人の基本姿勢について

被通知人は、令和5年4月20日付け回答書(3)において、「当法人による『違法行為』や『組織的不法行為』などどこにも見当たりません。」と主張しています。これは、この間、被通知人の田中富廣会長等が、改革やコンプライアンスに関して述べて来たところと明らかに大きく異なっています。被通知人は、今般、自らの違法行為、不法行為による被害や被害者の存在を一切認めないという姿勢に転じたものと理解してよろしいのでしょうか。そうであれば社会的にも重大な意味を持つ姿勢の転換となりますので、念のため確認させていただきます。

#### 2 当弁護団について

当弁護団は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命に基づき、被害者の広範かつ迅速な救済を目的として、日弁連などのご支援を受けて結成され活動しているものです。これに対し、貴職らは前記回答書において、「貴弁護団の真の目的は、本件通知人らを利用して、自らの政治的・思想的目的を達成するところにあるのではないかと推察します。」と述べています。しかしこれは、全国348名の弁護士で構成される当弁護団に対する根拠のない中傷であり、弁護士たる貴職らによる相手方代理人たる当弁護団に対する論評としてはなはだ不適切であると言わざるを得ません。よって、当弁護団は貴職らに対し強く抗議し、速やかな発言の撤回と謝罪を求めます。

## 3 除斥期間、時効について

被通知人は前記回答書において、「被通知人による被害については、除斥期間も消滅時効も認められるべきではない」とする当弁護団の主張について、「当法人はかかる不当な請求に応じる意思はありません。あくまで法律に則って適切に解決されるべきです。」とし、あたかも当弁護団の請求が法律に基づかない不当なものであるかのように論じています。

しかし、言うまでもないことですが、当弁護団は法律に基づき正当な請求主張を行っているものです。詳細は該当事案の交渉において述べることにしますが、現在もなお継続し被害者を苦しめている深刻な被害の実態と、これまで権利を行使して救済を求めることができなかった事情等を考えると、形式的に一定期間が経過していることをもって権利を行使できないとすることは著しく正義に反しています。他方、深刻な被害を作り出しながらこれを放置してきた被通知人が、過去の被害や被害者に全く向き合おうとせず、あえて除斥期間や消滅時効を主張して責任を免れようとすることは、社会的にも法的にも決して容認されることではありません。そのような姿勢は、被通知人の言うところの「改革」なるものの真実性に疑義を抱かせ、ひいてはその反社会性を浮き彫りにすることになるのではないでしょうか。

#### 4 献金記録等の開示について

本件に関する全体的客観的な資料や証拠の大半は被通知人が所持保管していることは明らかです。その量と質は通知人らの下にあるものとは比較になりません。そこで、当弁護団は被通知人に対し、正確な事実の把握と早期解決のために、公平公正の観点から、献金記録等の開示を求めているものです。被通知人も真に早期解決を願うのであれば、訴訟手続における開示命令を待つことなくこれらを開示することが、そのために不可欠であることは理解されているはずです。当弁護団はあらためて被通知人に対し、その手元にある金銭の授受に

関する客観的な資料の開示を求めます。

## 5 早期の調査回答を

被通知人は前記回答書において、「今後、調査が完了した案件から順次、各地の信徒会が報告書を作成し、それを踏まえ、当法人から貴弁護団に調査結果を開示する予定です。」と回答されています。また令和5年3月2日付け回答書及び同年4月12日付け回答書(第二次)では、これまでも「各案件について1ヶ月ないし2ヶ月程度の調査期間を要したのが通常であ」るとされています。そこで、すでに第一次通知書をお送りしてから2カ月以上が経過していることでもありますので、当弁護団は被通知人に対し、早期に当弁護団に調査回答結果を開示されるよう求めます。

## 6 早期解決のために

被通知人と当弁護団は、当然ながら立場と見解を大きく異にするものですが、本件の早期解決と被害者の救済は社会的要請であり、これに応えることは両者 共通の責務であると考えます。お互いの努力が必要です。当弁護団も誠実に対 応しますが、被通知人におかれても誠実かつ柔軟な対応をされるよう、重ねて お願いいたします。

草々